添付法令資料 4：

刑事調査機関組織法を合一するベトナム国会事務局の合一文書（目次）
2021 年 12 月 3 日付第 06/VBHN-VPQH 号合一文書

第 1 章　総則（第 1 条ないし第 14 条）
第 2 章　人民公安の調査機関の機構組織、任務及び権限
　第 1 目　調査安寧機関の機構組織、任務及び権限（第 15 条ないし第 17 条）
　第 2 目　調査警察機関の機構組織、任務及び権限（第 18 条ないし第 21 条）
第 3 章　人民軍隊における調査機関の機構組織、任務及び権限
　第 1 目　人民軍隊における調査安寧機関の機構組織、任務及び権限（第 22 条ないし第 24 条）
　第 2 目　人民軍隊における刑事調査機関の機構組織、任務及び権限（第 25 条ないし第 28 条）
第 4 章　最高人民検察院の調査機関の機構組織、任務及び権限（第 29 条ないし第 31 条）
第 5 章　若干の調査活動の実施任務を与えられた機関の任務及び権限（第 32 条ないし第 39 条）
第 6 章　刑事調査活動における分業及び協力の関係（第 40 条ないし第 44 条）
第 7 章　調査機関の首長及び副首長、調査員並びに調査幹部（第 45 条ないし第 59 条）
第 8 章　刑事調査活動への条件保証（第 60 条ないし第 63 条）
第 9 章　刑事調査業務における政府、各省、部門、省人民委員会及び中央直轄都市の責任（第 64 条ないし第 70 条）
第 10 章　施行条項（第 71 条ないし第 73 条）

弁護士法人 正生・栄賀法律事務所